

新居浜工業高等専門学校新任教員学内研修実施細則

平成17年4月26日細則第1号

(目的)

第1条 この細則は、「新居浜工業高等専門学校新任教員研修実施要領(平成17年要領第1号)」の運用に関し、必要な事項を定める。

(基礎研修及び集合研修)

第2条 基礎研修は、原則として、採用後1月以内に実施するものとし、研修の企画及び実施は、総務課人事係が担当する。

2 集合研修は、原則として7月及び12月に実施するものとし、研修の企画は教務主事が担当し、実施は総務課人事係が担当する。

3 研修日程は、新任教員及び新任教員の所属学科・科主任に通知する。

4 日程の通知を受けた研修総括責任者である学科・科主任は、新任教員の研修の受講について、配慮する。

(研修計画等)

第3条 学科・科主任は、原則として、新任教員採用後1月以内に、研修計画書(別紙様式1)に個別研修に係る計画内容を記載し、校長に提出する。

2 新任教員は、研修終了後、1月以内に研修実施報告書(別紙様式2)を作成し、研修総括責任者に提出する。研修総括責任者は、コメントを付した上、研修実施報告書を校長に提出する。

(その他)

第4条 研修総括責任者は、新任教員研修の円滑な実施について、配慮する。

附 則

1 この細則は、平成17年4月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

2 新居浜工業高等専門学校新任教員学内研修実施に関する申合せ(平成14年9月11日制定)は、廃止する。